

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2025年5月19日改定）

掲載日 2024年9月24日（2025年5月19日更新）

■総合口座取引規定（下線の部分は改定箇所）

| 現 行 | 改定後 |
|---|--|
| <p>1 総合サービス</p> <p>(1) 総合サービス（以下「このサービス」といいます。）は、次の①から③までの取扱いを受けることができるサービスです。</p> <p>① 通常貯金</p> <p>② 定額貯金、定期貯金（<u>預入期間が1月のものを除きます。</u>） <u>（新設）</u></p> <p>③ ②の貯金を担保とする自動貸付け</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第1項②の貯金は、当行が定めるところにより、<u>あらかじめ貸付けの担保とすることを申し出たものとして取り扱います</u>（以下②の貯金を「自動貸付担保貯金」と、自動貸付担保貯金を担保とする貸付けを「貯金担保自動貸付け」といいます。）。ただし、現に仮差押え又は差押えを受けている自動貸付担保貯金を貸付けの担保とすることはできません。なお、自動貸付担保貯金には貸付金の担保として質権を設定します。</p> | <p>1 総合サービス</p> <p>(1) 総合サービス（以下「このサービス」といいます。）は、次の①から④までの取扱いを受けることができるサービスです。</p> <p>① 通常貯金</p> <p>② 定額貯金、定期貯金</p> <p>③ <u>ニュー福祉定期貯金</u></p> <p>④ ②の貯金を担保とする自動貸付け</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 第1項②の貯金は、当行が定めるところにより、<u>貸付けの担保とすることを申し出ることが出来ます</u>（以下②の貯金を「自動貸付担保貯金」と、自動貸付担保貯金を担保とする貸付けを「貯金担保自動貸付け」といいます。）。ただし、現に仮差押え又は差押えを受けている自動貸付担保貯金を貸付けの担保とすることはできません。なお、自動貸付担保貯金には貸付金の担保として質権を設定します。</p> |
| <p>5 自動貸付担保貯金の預入等</p> <p>(1) 自動貸付担保貯金の預入をしようとするときは、当行所定の方法により、通帳を添えて本支店等に申し出てください。この場合、第14条第3項のときを除いて貯金証書を交付しないものとし、当行においてこれを保管のうえ、通帳の所定の預入明細欄に自動貸付担保貯金の預入年月日及び預入金額を記入します。</p> <p>(2) 前項の場合、通常貯金の届出の印鑑（又は署名鑑）又は通帳の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）をもって、自動貸付担保貯金の貯金証書の印鑑（又は署名鑑）として取り扱います。</p> <p>(3) 自動貸付担保貯金の預入は、当行所定の現金自動預払機に通帳を挿入して申し込むことができます。</p> <p>(4) 自動貸付担保貯金である定額貯金（以下「担保定額貯金」といいます。）<u>のうち同時に預入されたものの合計金額が、定額貯金規定第2条（預入金額等）第1項の2以上の預入金額の整数倍の額であるときは、当該預入金額のうち最高額のを1口の預入金額とします。</u></p> <p>(5) 自動貸付担保貯金は、一の通帳につき当行所定の件数を限度とします。この場合において、同時に預入された2口以上の担保定額貯金は、1件として取り扱います。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> | <p>5 自動貸付担保貯金及びニュー福祉定期貯金の預入等</p> <p>(1) 自動貸付担保貯金<u>及びニュー福祉定期貯金</u>の預入をしようとするときは、当行所定の方法により、通帳を添えて本支店等に申し出てください。この場合、第14条第3項のときを除いて貯金証書を交付しないものとし、当行においてこれを保管のうえ、通帳の所定の預入明細欄に自動貸付担保貯金<u>及びニュー福祉定期貯金</u>の預入年月日及び預入金額を記入します。</p> <p>(2) 前項の場合、通常貯金の届出の印鑑（又は署名鑑）又は通帳の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）をもって、自動貸付担保貯金<u>及びニュー福祉定期貯金</u>の貯金証書の印鑑（又は署名鑑）として取り扱います。</p> <p>(3) 自動貸付担保貯金の預入は、当行所定の現金自動預払機に通帳を挿入して申し込むことができます。<u>この場合、自動貸付担保貯金は、当行が定めるところにより、あらかじめ貸付けの担保とすることを申し出たものとして取り扱います。</u></p> <p>(4) 自動貸付担保貯金である定額貯金（以下「担保定額貯金」といいます。）<u>について、次に掲げる場合、その預入金額は1,000円以上の金額とします。ただし、1,000円未満の端数を付けることはできません。</u></p> <p>① 当行所定の現金自動預払機により預入する場合</p> <p>② <u>ゆうちょダイレクト（ゆうちょダイレクト規定第1条（ゆうちょダイレクト）第1項に規定するゆうちょダイレクトをいいます。）により預入する場合</u></p> <p>③ <u>ゆうちょ通帳アプリ（スマートフォンアプリ利用規定第6条（定義）①に規定する本アプリをいいます。）により預入する場合</u></p> <p>(5) 自動貸付担保貯金<u>及びニュー福祉定期貯金</u>は、一の通帳につき当行所定の件数を限度とします。この場合において、同時に預入された2口以上の担保定額貯金は、1件として取り扱います。</p> <p>(6)～(8) (同左)</p> |
| <p>6 預入期間等が経過した自動貸付担保貯金</p> <p>自動貸付担保貯金（定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）又は第5条（再預入の取扱い）に係るものを除きます。）は、定期貯金にあってはその預入期間が経過した時、定額貯金にあってはその預入の日から起算して10年が経過した時に払い戻し、払戻金（預入期間が2年の定期貯金の場合は、中間利子定期貯金の払戻金を加えた額）の全部をこのサービスに係る通常貯金に振り替えて預入する取扱いをします。ただし、第15条第2項により自動貸付けに係る債務に充当する自動貸付担保貯金を除きます。</p> | <p>6 預入期間等が経過した自動貸付担保貯金<u>及びニュー福祉定期貯金</u></p> <p>自動貸付担保貯金（定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）又は第5条（再預入の取扱い）に係るものを除きます。）<u>及びニュー福祉定期貯金</u>は、定期貯金にあってはその預入期間が経過した時、定額貯金にあってはその預入の日から起算して10年が経過した時、<u>ニュー福祉定期貯金にあってはその預入期間が経過した時</u>に払い戻し、払戻金（預入期間が2年の定期貯金の場合は、中間利子定期貯金の払戻金を加えた額）の全部をこのサービスに係る通常貯金に振り替えて預入する取扱いをします。ただし、第15条第2項により自動貸付けに係る債務に充当する自動貸付担保貯金を除きます。</p> |

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025年5月19日改定）

| 現 行 | 改定後 |
|---|--|
| <p>7 貯金の払戻し</p> <p>(1) 通常貯金の払戻し、定額貯金の払戻し <u>又は</u> 定期貯金の払戻しの請求をしようとするときは、当行所定の払戻請求書に記名押印（又は署名）をし、通帳を添えて本支店等に提出してください。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 同時に預入された2口以上の担保定額貯金の一部について払戻しの請求があったときは、当該貯金の全部について払戻しの請求があったものとして取り扱います。</u></p> | <p>7 貯金の払戻し</p> <p>(1) 通常貯金の払戻し、定額貯金の払戻し、定期貯金の払戻し <u>又はニュー福祉定期貯金の払戻し</u>の請求をしようとするときは、当行所定の払戻請求書に記名押印（又は署名）をし、通帳を添えて本支店等に提出してください。</p> <p>(2)～(3) (同左)</p> <p><u>(削除)</u></p> |
| <p>8 自動貸付け</p> <p>(1) 通常貯金について、その現在高を超える金額の払戻しの請求があったときは、払戻しの請求金額のうち現在高を超える額に相当する金額を自動貸付担保貯金（第14条第4項に基づき自動貸付けの取扱いが停止されているものを除きます。以下この条及び第11条において同じとします。）を担保として貸し付け、当該貸付金は、自動的にその金額をもって通常貯金に預入します。ただし、当該自動貸付担保貯金が定額貯金等共通規定第2条（預入することができる証券等）第1項の証券等の預入に係るものであるときは、当該預入の日から起算して4日（日曜日等がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過するまでの間は、この限りではありません。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> | <p>8 自動貸付け</p> <p>(1) 通常貯金について、その現在高を超える金額の払戻しの請求があったときは、払戻しの請求金額のうち現在高を超える額に相当する金額を自動貸付担保貯金（<u>当行が定めるところにより、貸付けの担保とすることの申し出がないもの及び</u>第14条第4項に基づき自動貸付けの取扱いが停止されているものを除きます。以下この条及び第11条において同じとします。）を担保として貸し付け、当該貸付金は、自動的にその金額をもって通常貯金に預入します。ただし、当該自動貸付担保貯金が定額貯金等共通規定第2条（預入することができる証券等）第1項の証券等の預入に係るものであるときは、当該預入の日から起算して4日（日曜日等がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過するまでの間は、この限りではありません。</p> <p>(2)～(3) (同左)</p> |
| <p>19 印鑑照合</p> <p>払戻請求書その他の書類に使用された印影（又は署名）を通常貯金 <u>若しくは</u> 自動貸付担保貯金の届出の印鑑（又は署名鑑）又は通帳の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。ただし、通帳の盗難により他人に当該通帳を不正に使用され生じた払戻しについては、預金者（個人（個人事業者を含みます。））に限り、当該不正な使用に係る払戻しに相当する金額について、第25条の各規定により補てんを請求することができます。</p> | <p>19 印鑑照合</p> <p>払戻請求書その他の書類に使用された印影（又は署名）を通常貯金、<u>自動貸付担保貯金若しくはニュー福祉定期貯金</u>の届出の印鑑（又は署名鑑）又は通帳の所定の欄の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。ただし、通帳の盗難により他人に当該通帳を不正に使用され生じた払戻しについては、預金者（個人（個人事業者を含みます。））に限り、当該不正な使用に係る払戻しに相当する金額について、第25条の各規定により補てんを請求することができます。</p> |
| <p>23 譲渡、質入れ等の禁止</p> <p>(1) 通常貯金、定額貯金 <u>又は定期貯金等</u> その他この取引に係る一切の権利及びこの取引の通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること又は第三者に利用させることはできません。</p> <p>(2) (略)</p> | <p>23 譲渡、質入れ等の禁止</p> <p>(1) 通常貯金、定額貯金、<u>定期貯金又はニュー福祉定期貯金等</u> その他この取引に係る一切の権利及びこの取引の通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること又は第三者に利用させることはできません。</p> <p>(2) (同左)</p> |
| <p>25 規定の適用</p> <p>このサービスには、この規定のほか、「通常貯金規定」、「振替貯金口座規定」、「定額貯金規定」 <u>及び</u> 「定期貯金規定」の各規定が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p> | <p>25 規定の適用</p> <p>このサービスには、この規定のほか、「通常貯金規定」、「振替貯金口座規定」、「定額貯金規定」、「定期貯金規定」 <u>及び「ニュー福祉定期貯金規定」</u>の各規定が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p> |
| <p>26 通常貯蓄貯金への適用</p> <p>(1) この規定は、第1条第1項①の通常貯金に代えて通常貯蓄貯金を利用する場合にも適用されます。この場合、第1条第1項② <u>及び③</u>、同条第3項、第5条、第6条、第7条第1項（通常貯金の払戻しに関する部分を除きます。）、同条第2項 <u>から第4項まで</u>、第8条から第17条まで並びに第20条は適用されません。</p> <p>(2) (略)</p> | <p>26 通常貯蓄貯金への適用</p> <p>(1) この規定は、第1条第1項①の通常貯金に代えて通常貯蓄貯金を利用する場合にも適用されます。この場合、第1条第1項② <u>から④まで</u>、同条第3項、第5条、第6条、第7条第1項（通常貯金の払戻しに関する部分を除きます。）、同条第2項 <u>及び第3項</u>、第8条から第17条まで並びに第20条は適用されません。</p> <p>(2) (同左)</p> |
| <p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2024年4月1日</u>から実施します。</p> <p><u>(新設)</u></p> | <p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p><u>1</u> この改正規定は、<u>2025年5月19日</u>から実施します。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2</u> この改正規定の実施の際、現に存在する担保定額貯金については、担保定額貯金のうち同時に預入されたものの合計金額が、定額貯金規定第</p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025年5月19日改定）**

| 現 行 | 改定後 |
|-----|---|
| | <u>2条（預入金額等）第1項の2以上の預入金額の整数倍の額であるときは、当該預入金額のうち最高額のことを1口の預入金額とします。</u> |

■ゆうちょダイレクト規定（下線の部分は改定箇所）

| 現 行 | 改定後 |
|--|---|
| <p>1 ゆうちょダイレクト</p> <p>ゆうちょダイレクト（以下「このサービス」といいます。）は、電話機若しくはファクシミリ（受話器付きのものに限ります。）（以下「電話等」といいます。）、又はパーソナルコンピュータ若しくはパーソナルコンピュータに準じた当行所定のインターネット接続端末機（以下「スマートフォン」といいます。）（以下パーソナルコンピュータ及びスマートフォンを併せて「パソコン等」といいます。）により提供される次の取扱いです。</p> <p>① （略）</p> <p>② 電話等により、当行所定の操作手順に従って<u>照会し又は</u>請求する方法で提供される<u>照会サービス及び当行所定の</u>投資信託に係る取引（以下「投資信託取引」といいます。）の取扱い（以下「投資信託テレホンサービス」といいます。）</p> <p>③ パソコン等によりインターネットを経由して当行所定のホームページにアクセスし、当行所定の操作手順に従って照会し又は請求する方法で提供される照会サービス、定額貯金・定期貯金（以下「担保定額定期貯金の取扱い」といいます。）、口座貸越サービス、ゆうちょボランティア貯金、電信振替、振込（振込規定第1条（適用範囲）に規定する振込をいいます。以下同じとします。）、ゆうちょPay-easy（ペイジー）サービス、連動振替決済サービス、自動払込みの利用申込みサービス、利用停止・利用停止解除、投資信託取引、無通帳型総合口座（無通帳型総合口座特約第1条（無通帳型総合口座）第1項に規定する口座をいいます。以下同じとします。）への切替及び国際送金（国際送金規定第1条（適用範囲）に規定する国際送金をいいます。以下同じとします。）の取扱い（以下「ダイレクトサービス」といいます。）</p> | <p>1 ゆうちょダイレクト</p> <p>ゆうちょダイレクト（以下「このサービス」といいます。）は、電話機若しくはファクシミリ（受話器付きのものに限ります。）（以下「電話等」といいます。）、又はパーソナルコンピュータ若しくはパーソナルコンピュータに準じた当行所定のインターネット接続端末機（以下「スマートフォン」といいます。）（以下パーソナルコンピュータ及びスマートフォンを併せて「パソコン等」といいます。）により提供される次の取扱いです。</p> <p>① （同左）</p> <p>② 電話等により、当行所定の操作手順に従って請求する方法で提供される投資信託に係る取引（以下「投資信託取引」といいます。）の取扱い（以下「投資信託テレホンサービス」といいます。）</p> <p>③ パソコン等によりインターネットを経由して当行所定のホームページにアクセスし、当行所定の操作手順に従って照会し又は請求する方法で提供される照会サービス、定額貯金・定期貯金（以下「担保定額定期貯金の取扱い」といいます。）、口座貸越サービス、ゆうちょボランティア貯金、電信振替、振込（振込規定第1条（適用範囲）に規定する振込をいいます。以下同じとします。）、ゆうちょPay-easy（ペイジー）サービス、連動振替決済サービス、自動払込みの利用申込みサービス、利用停止・利用停止解除、投資信託取引、<u>国債に係る取扱い（以下「国債の取扱い」といいます。）</u>、無通帳型総合口座（無通帳型総合口座特約第1条（無通帳型総合口座）第1項に規定する口座をいいます。以下同じとします。）への切替及び国際送金（国際送金規定第1条（適用範囲）に規定する国際送金をいいます。以下同じとします。）の取扱い（以下「ダイレクトサービス」といいます。）</p> |
| <p>2 利用の申込み等</p> <p>(1) このサービスは、次に掲げる加入者又は預金者の別に当該掲げるサービスについて、当行の承認を受けた者（以下「利用者」といいます。）が利用できるものとします。</p> <p>① 一般口座（振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下同じとします。）のうち総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた振替貯金に係る振替口座（以下「総合口座」といいます。）以外のものをいいます。以下同じとします。）の加入者</p> <p>テレホンサービス（照会サービスに限ります。）及びダイレクトサービス（担保定額定期貯金の取扱い、口座貸越サービス、ゆうちょボランティア貯金、自動払込みの利用申込みサービス、<u>投資信託に係る照会サービス</u>、投資信託取引、無通帳型総合口座への切替及び第5条第7項②から⑤までの取扱いを除きます。）</p> <p>② （略）</p> <p>③ 総合口座の加入者（以下のサービスのうち、投資信託テレホンサービス<u>並びに</u>ダイレクトサービスの<u>投資信託に係る照会サービス及び</u>投資信託取引については、当行所定の投資信託口座等（<u>投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第6項に規定する投資信託口座（以下「投資信託口座」といいます。）及び投資信託受益権振替決済口座管理規定第1条（規定の適用範囲）第1項に規定する振替決済口座をいいます。以下同じとします。）</u>の開設を受けた者に限り。）</p> <p>テレホンサービス、投資信託テレホンサービス及びダイレクトサービス（通常貯蓄貯金（総合口座取引規定の適用のあるものをいいます。）の預金者の場合は、担保定額定期貯金の取扱い、口座貸越サービス、</p> | <p>2 利用の申込み等</p> <p>(1) このサービスは、次に掲げる加入者又は預金者の別に当該掲げるサービスについて、当行の承認を受けた者（以下「利用者」といいます。）が利用できるものとします。</p> <p>① 一般口座（振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下同じとします。）のうち総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた振替貯金に係る振替口座（以下「総合口座」といいます。）以外のものをいいます。以下同じとします。）の加入者</p> <p>テレホンサービス（照会サービスに限ります。）及びダイレクトサービス（担保定額定期貯金の取扱い、口座貸越サービス、ゆうちょボランティア貯金、自動払込みの利用申込みサービス、投資信託取引、<u>国債の取扱い</u>、無通帳型総合口座への切替及び第5条第7項②から⑤までの取扱いを除きます。）</p> <p>② （同左）</p> <p>③ 総合口座の加入者（以下のサービスのうち、投資信託テレホンサービス<u>及び</u>ダイレクトサービスの投資信託取引（<u>投資信託口座等（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第6項に規定する投資信託口座（以下「投資信託口座」といいます。）及び投資信託受益権振替決済口座管理規定第1条（規定の適用範囲）第1項に規定する振替決済口座をいいます。以下同じとします。）の開設の申込みを除きます。）</u>については、当行所定の投資信託口座等の開設を受けた者に、<u>ダイレクトサービスの国債の取扱い（無通帳型国債等振替口座（国債等振替口座規定第12条（加入通帳）第2項に規定する無通帳型国債等振替口座をいいます。以下同じとします。）の開設の申込みを除きます。）に</u></p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025年5月19日改定）**

| 現 行 | 改定後 |
|---|--|
| <p>自動払込みの利用申込みサービス及び無通帳型総合口座への切替を除きます。)</p> <p>(2)～(9) (略)</p> | <p><u>については、国債等振替口座規定第1条（適用範囲）に規定する国債等振替口座（以下「国債等振替口座」といいます。）の開設を受けた者に限ります。</u></p> <p>テレホンサービス、投資信託テレホンサービス及びダイレクトサービス（通常貯蓄貯金（総合口座取引規定の適用のあるものをいいます。）の預金者の場合は、担保定期貯金の取扱い、口座貸越サービス、自動払込みの利用申込みサービス及び無通帳型総合口座への切替を除きます。)</p> <p>(2)～(9) (同左)</p> |
| <p>7 本人確認</p> <p>(1) このサービスの利用における本人確認は、利用者から通知された次の各号に掲げる番号等（以下「記号番号等」といいます。）の一部と、当行に登録されている記号番号等の一部との一致を確認することにより行います。このサービスの本人確認に使用する記号番号等の組合せは取引内容ごとに当行の定める組合せによるものとします。なお、ワンタイムパスワードは、任意の数字を当行所定の方法により当行から指定します。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>⑧ 電子メールアドレス</p> <p>⑨ その他当行所定の番号等</p> <p>(2) (略)</p> | <p>7 本人確認</p> <p>(1) このサービスの利用における本人確認は、利用者から通知された次の各号に掲げる番号等（以下「記号番号等」といいます。）の一部と、当行に登録されている記号番号等の一部との一致を確認することにより行います。このサービスの本人確認に使用する記号番号等の組合せは取引内容ごとに当行の定める組合せによるものとします。なお、ワンタイムパスワードは、任意の数字を当行所定の方法により当行から指定します。</p> <p>①～⑦ (同左)</p> <p>⑧ <u>国債等振替口座の記号番号</u></p> <p>⑨ 電子メールアドレス</p> <p>⑩ その他当行所定の番号等</p> <p>(2) (同左)</p> |
| <p>8 照会サービス</p> <p>(1) 利用者は、通常貯金、通常貯蓄貯金、振替口座、担保定期貯金又は<u>投資信託口座</u>について、次の各号に掲げる情報の照会を行うことができます。</p> <p>① 現在高</p> <p>② 当行所定の期間における取扱内容</p> <p>③ 口座情報の照会</p> <p>ただし、テレホンサービスにおいては、受入内容（電信払込み、電信振替、振込及び国際送金によるものを除きます。）、払出内容並びに担保定期貯金又は<u>投資信託口座</u>の現在高及び当行所定の期間における取扱内容、<u>投資信託テレホンサービスにおいては、通常貯金、通常貯蓄貯金、振替口座又は担保定期貯金の現在高及び当行所定の期間における取扱内容</u>の照会の取扱いはいたしません。</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 投資信託テレホンサービスにおいて、第1項の照会をしようとするときは、利用者は、当行所定の電話番号に架電し、音声のガイダンスに基づいて、所定の内容を電話機のボタンによる操作にて伝達してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで架電者を利用者本人とみなし、受電内容を正当なものとして取り扱います。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> | <p>8 照会サービス</p> <p>(1) 利用者は、通常貯金、通常貯蓄貯金、振替口座、担保定期貯金又は<u>ニュー福祉定期貯金</u>について、次の各号に掲げる情報の照会を行うことができます。</p> <p>① 現在高</p> <p>② 当行所定の期間における取扱内容</p> <p>③ 口座情報の照会</p> <p>ただし、テレホンサービスにおいては、受入内容（電信払込み、電信振替、振込及び国際送金によるものを除きます。）、払出内容並びに担保定期貯金又は<u>ニュー福祉定期貯金</u>の現在高及び当行所定の期間における取扱内容の照会の取扱いはいたしません。</p> <p>(2) (同左)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> |
| <p>9 担保定期貯金の取扱い</p> <p>(1) 担保定期貯金の取扱いは、次の取扱いです。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 利用者の請求に基づき、自動貸付担保貯金である定期貯金の預入期間が経過したときの取扱いを変更する取扱い（定期貯金規定第8条（取扱いの変更）に規定する継続預入の取扱い、再預入の取扱い又は満期振替預入の取扱いを相互に変更する取扱いをいいます。）又は預入期間が2年の自動貸付担保貯金である定期貯金について、中間利払額（定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）に規定する中間利払額をいいます。）の取扱方法を変更する取扱い（定期貯金規定第13条（中間利子定期預入等の変更）に規定する中間利子定期預入の取扱いを中間利子振替預入の取扱いに又は中間利子振替預入の取扱いを中間利子定期預入の取扱いに変更する取扱いをいいます。）（第4項及び第24条第</p> | <p>9 担保定期貯金の取扱い</p> <p>(1) 担保定期貯金の取扱いは、次の取扱いです。</p> <p>①～② (同左)</p> <p>③ 利用者の請求に基づき、<u>当該利用者の</u>自動貸付担保貯金である定期貯金の預入期間が経過したときの取扱いを変更する取扱い（定期貯金規定第8条（取扱いの変更）に規定する継続預入の取扱い、再預入の取扱い又は満期振替預入の取扱いを相互に変更する取扱いをいいます。）又は<u>当該利用者の</u>預入期間が2年の自動貸付担保貯金である定期貯金について、中間利払額（定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）に規定する中間利払額をいいます。）の取扱方法を変更する取扱い（定期貯金規定第13条（中間利子定期預入等の変更）に規定する中間利子定期預入の取扱いを中間利子振替預入の取扱いに又は中間利子振替預入の取扱いを中間利子定期預入の取扱いに変更する取扱いをい</p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025年5月19日改定）**

| 現 行 | 改定後 |
|--|--|
| <p>2項において「変更の取扱い」といいます。）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>(2)～(3)（略）</p> <p>(4) 担保定額定期貯金の取扱いは、当行がコンピュータシステムにより、預入の取扱い若しくは払戻しの取扱いの依頼内容を確認し当該預入若しくは払戻しの取扱いをした時 <u>又は</u> 変更の取扱いの依頼内容を確認した時に成立するものとします。</p> <p>(5)～(6)（略）</p> | <p>います。）（第4項及び第24条第2項において「変更の取扱い」といいます。）</p> <p><u>④ 利用者の請求に基づき、当該利用者の自動貸付担保貯金について、自動貸付けの取扱いを変更する取扱い（総合口座取引規定第14条（自動貸付けの取扱いの廃止等）に規定する自動貸付けの取扱いの停止又は自動貸付けの取扱いの停止の解除をする取扱いをいいます。）（第4項及び第24条第2項において「自動貸付けの取扱いの停止若しくは自動貸付けの取扱いの停止の解除の取扱い」といいます。）</u></p> <p>(2)～(3)（同左）</p> <p>(4) 担保定額定期貯金の取扱いは、当行がコンピュータシステムにより、預入の取扱い若しくは払戻しの取扱いの依頼内容を確認し当該預入若しくは払戻しの取扱いをした時、<u>変更の取扱いの依頼内容を確認した時又は自動貸付けの取扱いの停止若しくは自動貸付けの取扱いの停止の解除の取扱いの依頼内容を確認した時</u>に成立するものとします。</p> <p>(5)～(6)（同左）</p> |
| <p>13 振込</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容に基づいて、振込先の金融機関あて、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、振込先の金融機関若しくは受取人の預貯金口座の状況又は振込の依頼内容その他の事情により依頼日の翌日（日曜日等（日曜日若しくは土曜日又は休日（1月2日、同月3日及び12月31日を含みます。）をいいます。）を除いた日とします。以下この項において同じとします。）に振込通知を発信することがあります。また、振込先の金融機関の当日振込通知受信可能時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合にも、依頼日の翌日に振込通知を発信することがあります。なお、振込先の金融機関又は受取人の預貯金口座の状況等により、当行が振込通知を発信した日において、受取人の預貯金口座に振込金の入金が行われないことがあります。</p> <p>(5)～(9)（略）</p> | <p>13 振込</p> <p>(1)～(3)（同左）</p> <p>(4) 振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容に基づいて、振込先の金融機関あて、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、振込先の金融機関若しくは受取人の預貯金口座の状況又は振込の依頼内容その他の事情により依頼日の翌日（日曜日等（日曜日若しくは土曜日又は休日（1月2日、同月3日及び12月31日を含みます。）をいいます。<u>以下同じとします。</u>）を除いた日とします。以下この項において同じとします。）に振込通知を発信することがあります。また、振込先の金融機関の当日振込通知受信可能時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合にも、依頼日の翌日に振込通知を発信することがあります。なお、振込先の金融機関又は受取人の預貯金口座の状況等により、当行が振込通知を発信した日において、受取人の預貯金口座に振込金の入金が行われないことがあります。</p> <p>(5)～(9)（同左）</p> |
| <p>18 投資信託取引</p> <p>(1) 投資信託取引は、利用者の請求に基づき、投資信託に係る購入の申込み、解約の申込み、スイッチング、自動積立契約の申込み、自動積立契約の変更、自動積立契約の解約の申込み <u>及び</u> 収益分配金の受取方法の変更を行うことができる取扱いです。<u>なお、当行が認めた場合を除き、投資信託口座等の開設に係る取扱いはできません。</u></p> <p>(2)～(6)（略）</p> <p>(7) 前項の場合には、当行は、利用者にもその結果を通知しませんので、<u>照会サービス等</u>によりご自身で投資信託取引の請求に係る成否を確認してください。</p> <p>(8)～(10)（略）</p> <p>(11) 利用者が未成年である場合、投資信託取引に係る請求は、投資信託口座に代理人として届出がなされている者のみができるものと、<u>未成年の利用者による請求であっても、当行がこの請求を受け付けたときは、当行は当該代理人から請求がなされたものとみなします。</u>なお、投資信託取引に必要な記号番号等については当行所定の方法により利用者あて通知しますが、当該代理人が善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。</p> <p>(12)（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> | <p>18 投資信託取引</p> <p>(1) 投資信託取引は、利用者の請求に基づき、<u>投資信託口座等の開設の申込み</u>、投資信託に係る購入の申込み、解約の申込み、スイッチング、自動積立契約の申込み、自動積立契約の変更、自動積立契約の解約の申込み、<u>収益分配金の受取方法の変更並びに投資信託口座の現在高、当行所定の期間における取扱内容及び口座情報の照会（「投資信託に係る照会」といいます。以下この条において同じとします。）</u>を行うことができる取扱いです。<u>ただし、投資信託テレホンサービスにおいては、投資信託口座等の開設の申込みの取扱いはいたしません。</u></p> <p>(2)～(6)（同左）</p> <p>(7) 前項の場合には、当行は、利用者にもその結果を通知しませんので、<u>投資信託に係る照会等</u>によりご自身で投資信託取引の請求に係る成否を確認してください。</p> <p>(8)～(10)（同左）</p> <p>(11) 利用者が未成年である場合、投資信託取引に係る請求は、投資信託口座に代理人として届出がなされている者のみができるものと、<u>この場合、当該代理人が請求できる投資信託取引は、当行所定のものに限り</u>ます。なお、投資信託取引に必要な記号番号等については当行所定の方法により利用者あて通知しますが、当該代理人が善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。</p> <p>(12)（同左）</p> <p><u>18の2 国債の取扱い</u></p> <p><u>(1) 国債の取扱いは、利用者の請求に基づき、無通帳型国債等振替口座の開設の申込み、国債に係る購入の申込み並びに国債等振替口座の現在高、</u></p> |

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025年5月19日改定）

| 現 行 | 改定後 |
|---|---|
| | <p><u>当行所定の期間における取扱内容及び口座情報の照会を行うことができる取扱いです。ただし、加入通帳を発行する国債等振替口座に係る口座情報の照会の取扱いはいたしません。</u></p> <p><u>(2) <u>ダイレクトサービスにおいて、前項の請求をしようとするときは、利用者は、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコン等の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</u></u></p> <p><u>(3) <u>前項において利用者は、当行がダイレクトサービスの画面に表示する当該利用者からの請求の内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法により国債の取扱いの請求電文を当行に送信してください。</u></u></p> <p><u>(4) <u>ダイレクトサービスにおける国債に係る購入の申込みの請求は、当行所定の時限までに限り、パソコン等の画面の操作手順に従って必要事項を入力することによりその取消しができるものとします。</u></u></p> <p><u>(5) <u>ダイレクトサービスにおける国債に係る購入の申込みをした利用者は、当該利用者の通常貯金の払戻金を当行所定の日に国債の購入代金に振り替える取扱いにより払い込むものとします。</u></u></p> <p><u>(6) <u>前項において、通常貯金の残高（証券等（その表示する金額により決済又は払渡しが確実なものとして当行が定めるものを除きます。）による預入に係る貯金で、当該預入の日から起算して4日（日曜日等がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過するまでのもの並びに総合口座取引規定に定める貯金担保自動貸付けに係るものを除きます。）不足等の理由により国債の購入代金の払戻しができなかったときは、その旨を利用者に通知します。</u></u></p> <p><u>(7) <u>このサービスで取引できる国債は、当行所定のものに限りです。</u></u></p> <p><u>(8) <u>営業日の当行所定の時刻から翌営業日の当行所定の時刻までの間に、ダイレクトサービスの利用による国債の取扱いの請求のほか、本支店等において当行所定の国債の取扱いの請求を行った場合には、当行所定の手順によりこれらの請求に係る処理を行うものとしますので、その場合には、これらの請求のいずれか又は一部が不成立となるときがあります。</u></u></p> <p><u>(9) <u>利用者は、国債に係る各種約款及びダイレクトサービスの画面に表示する内容並びにこの規定の内容を十分に理解し、自らの判断と責任において国債の取扱いに係る請求を行うものとします。</u></u></p> <p><u>(10) <u>利用者が未成年である場合、国債の取扱いを行うことはできないものとします。</u></u></p> |
| <p>19 投資信託取引に係る電子交付</p> <p>(1) <u>ダイレクトサービスにおける投資信託取引について、当行が認めた場合は、次項に定める書類（以下「対象書類」といいます。）を紙媒体に代えて電磁的に交付（以下「電子交付」といいます。）します。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>利用者が、電子交付により対象書類を閲覧できるようになる日（以下「記録日」といいます。）は対象書類ごとに異なります。各対象書類の記録日は、当行所定のホームページに掲載する方法その他相当の方法で公表することとします。なお、当行は記録日を任意に変更できるものとし、その場合は事前に当行所定のホームページに掲載する方法その他相当の方法で公表することとします。</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>当行は、原則として利用者が第4項の手続によって電子交付の利用登録を行った日（以下「切替日」といいます。）以降に発行する対象書類を電子交付します。ただし、当行の都合により、電子交付の開始が切替日の翌営業日以降となる場合があります。</u></p> <p>(7)～(16) (略)</p> | <p>19 投資信託取引に係る電子交付</p> <p>(1) <u>ダイレクトサービスにおける投資信託取引について、当行が認めた場合は、次項に定める書類（以下<u>本条において</u>「対象書類」といいます。）を紙媒体に代えて電磁的に交付（以下「電子交付」といいます。）します。</u></p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) <u>利用者が、電子交付により対象書類を閲覧できるようになる日（以下<u>本条において</u>「記録日」といいます。）は対象書類ごとに異なります。各対象書類の記録日は、当行所定のホームページに掲載する方法その他相当の方法で公表することとします。なお、当行は記録日を任意に変更できるものとし、その場合は事前に当行所定のホームページに掲載する方法その他相当の方法で公表することとします。</u></p> <p>(4)～(5) (同左)</p> <p>(6) <u>当行は、原則として利用者が第4項の手続によって電子交付の利用登録を行った日（以下<u>本条において</u>「切替日」といいます。）以降に発行する対象書類を電子交付します。ただし、当行の都合により、電子交付の開始が切替日の翌営業日以降となる場合があります。</u></p> <p>(7)～(16) (同左)</p> |
| <u>(新設)</u> | <p><u>19の2 国債に係る電子交付</u></p> <p><u>(1) <u>ダイレクトサービスにおける国債の取扱いについて、当行が認めた場合は、次項に定める書類（以下本条において「対象書類」といいます。）</u></u></p> |

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025年5月19日改定）

| 現 行 | 改定後 |
|-----|--|
| | <p>を紙媒体に代えて電子交付します。</p> <p>(2) <u>電子交付の対象書類は、金融商品取引法その他関係法令等により規定されている書類及び当行が交付するその他の通知書類等のうち、当行所定の書類とします。なお、当行は対象書類を任意に追加又は削除できるものとし、その場合は事前に当行所定のホームページに掲載する方法その他相当の方法で公表することとします。</u></p> <p>(3) <u>利用者が、電子交付により対象書類を閲覧できるようになる日（以下本条において「記録日」といいます。）は対象書類ごとに異なります。各対象書類の記録日は、当行所定のホームページに掲載する方法その他相当の方法で公表することとします。なお、当行は記録日を任意に変更できるものとし、その場合は事前に当行所定のホームページに掲載する方法その他相当の方法で公表することとします。</u></p> <p>(4) <u>ダイレクトサービスにおいて、電子交付の利用登録をしようとするときは、利用者は、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、パソコン等の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</u></p> <p>(5) <u>電子交付の利用登録は、対象書類のすべてについて一括してなされるものとし、</u></p> <p>(6) <u>当行は、原則として利用者が第4項の手続によって電子交付の利用登録を行った日（以下本条において「切替日」といいます。）以降に発行する対象書類を電子交付します。ただし、当行の都合により、電子交付の開始が切替日の翌営業日以降となる場合があります。</u></p> <p>(7) <u>電子交付の方法は、対象書類の記載事項をPDF形式のファイルに記録して、利用者のパソコン等の画面に表示します。また、対象書類は利用者のプリンター等で印刷することも、利用者のパソコン等上にPDF形式のファイルを保存することも可能です。なお、利用者のパソコン等の画面で対象書類を閲覧するためには、当該パソコン等において最新版のPDF閲覧ソフトその他当行所定の動作環境をご利用いただくものとします。</u></p> <p>(8) <u>当行は、利用者が電子交付を利用している期間中は、対象書類の紙媒体による交付は原則として行いません。</u></p> <p>(9) <u>対象書類のうち、次の各号の場合を除き、金融商品取引法その他関係法令等により規定されている書類については、当該書類が閲覧可能となった日から5年間閲覧することができるものとし、当行が交付するその他の書類については、当行所定の期間において閲覧することができるものとし、</u></p> <p>① <u>当行が当該書類を電子交付に代えて、紙媒体により交付した場合</u> ② <u>当行が利用者の承諾を得たうえで、他の電磁的方法等（電子メールを利用する方法、当行所定のホームページからダウンロードする方法等、この条で定める電子交付の方法以外によるもの）により交付した場合</u></p> <p>(10) <u>電子交付の利用を終了しようとするときは、利用者は、当行所定の手続に従って申し出るものとし、この場合、当行所定の日以降に交付される対象書類（一部の対象書類について電子交付の利用を終了した場合は当該対象書類に限ります。）については、すべて紙媒体へ切り替えて交付します。</u></p> <p>(11) <u>次の各号のいずれかに該当する場合には、電子交付を終了し、当行所定の日以降に交付される対象書類は紙媒体へ切り替えて交付します。</u></p> <p>① <u>利用者がダイレクトサービスの利用を廃止した場合（ゆうちょ通帳アプリを利用しているときを除きます。）</u> ② <u>当行が電子交付の利用を停止することが適当であると合理的な理由に基づき判断した場合</u> ③ <u>当行の都合によりダイレクトサービスに係る国債の取扱いの提供を終了した場合</u></p> |

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025年5月19日改定）

| 現 行 | 改定後 |
|--|---|
| | <p><u>④ 当行の都合により電子交付の提供を終了した場合</u></p> <p><u>(12) 前2項の場合、利用者から電子交付を行った記載事項の消去の申込みがあったものとし、当行所定の方法により、消去するものとします。</u></p> <p><u>(13) 関係法令等に照らし合理的な事由に基づき、当行が必要と認めた場合には、電子交付の利用期間中であっても電子交付ではなく、紙媒体により交付する場合があります。</u></p> <p><u>(14) 当行は、利用者にあらかじめ通知することなく、法令等に反しない範囲で電子交付の方法等を変更することがあります。</u></p> <p><u>(15) 当行は、システムメンテナンス等のために、電子交付の全部又は一部を停止することがあります。</u></p> <p><u>(16) 次の事由により生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。</u></p> <p><u>① 第2項の規定により対象書類を追加又は削除した場合</u></p> <p><u>② 第3項の規定により記録日を変更した場合</u></p> <p><u>③ 第11項の規定により電子交付を終了した場合</u></p> <p><u>④ 第12項の規定により電子交付を行った記載事項を消去した場合</u></p> <p><u>⑤ 第14項の規定により電子交付の方法等を変更した場合</u></p> <p><u>⑥ 前項に規定するシステムメンテナンス等により電子交付が一時的に利用できなくなった場合</u></p> <p><u>⑦ 当行に重大な過失がある場合を除き、何らかの理由により電子交付の提供が著しく困難となり、紙媒体により交付した場合</u></p> |
| <p>24 取扱内容の確認</p> <p>(1) このサービスによる預入の取扱い、払戻しの取扱い、電信振替、振込、インターネットペイジーサービス、連動振替決済サービス、投資信託取引又は国際送金の取扱内容については、総合口座取引規定の適用のある通常貯金又は通常貯蓄貯金の通帳が本支店等に提出されたとき若しくはATMで当該通帳による取扱いをしたときに記入し又は当行所定の方法により通知しますので、内容を確認してください。</p> <p>(2) このサービスによる変更の取扱い又はゆうちょボランティア貯金の取扱いについては、総合口座取引規定の適用のある通常貯金若しくは通常貯蓄貯金の通帳が本支店等に提出されたときに記入し、又は当行所定の方法により通知しますので、内容を確認してください。</p> | <p>24 取扱内容の確認</p> <p>(1) このサービスによる預入の取扱い、払戻しの取扱い、電信振替、振込、インターネットペイジーサービス、連動振替決済サービス、投資信託取引、<u>国債の取扱い</u>又は国際送金の取扱内容については、総合口座取引規定の適用のある通常貯金又は通常貯蓄貯金の通帳が本支店等に提出されたとき若しくはATMで当該通帳による取扱いをしたときに記入し又は当行所定の方法により通知しますので、内容を確認してください。</p> <p>(2) このサービスによる変更の取扱い、<u>ゆうちょボランティア貯金の取扱い又は自動貸付けの取扱いの停止若しくは自動貸付けの取扱いの解除の取扱い</u>については、総合口座取引規定の適用のある通常貯金若しくは通常貯蓄貯金の通帳が本支店等に提出されたときに記入し、又は当行所定の方法により通知しますので、内容を確認してください。</p> |
| <p>32 規定の適用</p> <p>このサービスには、この規定のほか、「総合口座取引規定」、「定額貯金規定」、「定期貯金規定」、「ゆうちょボランティア貯金規定」、「振替規定」、「振込規定」、「現金払規定」、「公金に関する払込み規定」、「自動払込み規定」、「投資信託総合取引規定」、「国際送金規定」及び「口座貸越サービス規定」が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p> | <p>32 規定の適用</p> <p>このサービスには、この規定のほか、「総合口座取引規定」、「定額貯金規定」、「定期貯金規定」、「ゆうちょボランティア貯金規定」、「振替規定」、「振込規定」、「現金払規定」、「公金に関する払込み規定」、「自動払込み規定」、「投資信託総合取引規定」、<u>「国債等規定」、「国債等振替口座規定」、「特定口座規定」</u>、「国際送金規定」及び「口座貸越サービス規定」が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p> |
| <p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2024年10月1日</u>から実施します。</p> | <p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2025年5月19日</u>から実施します。</p> |

■スマートフォンアプリ利用規定（下線の部分は改定箇所）

| 現 行 | 改定後 |
|--|---|
| <p>第7条（利用可能なサービス）</p> <p>本サービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。</p> <p>①～⑬（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>⑭</u>（略）</p> <p><u>⑮</u>（略）</p> | <p>第7条（利用可能なサービス）</p> <p>本サービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。</p> <p>①～⑬（同左）</p> <p><u>⑭ 国債の取扱い</u></p> <p><u>⑮</u>（同左）</p> <p><u>⑯</u>（同左）</p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025年5月19日改定）**

| 現 行 | 改定後 |
|---|---|
| <p>⑯（略）</p> <p>⑰（略）</p> <p>⑱（略）</p> | <p>⑰（同左）</p> <p>⑱（同左）</p> <p>⑲（同左）</p> |
| <p>第8条（届出口座情報照会）</p> <p>1 届出口座情報照会は、届出口座の現在高照会、入出金明細照会、収支グラフ化、担保定額定期貯金の明細照会、<u>投資信託の残高照会及び</u>口座貸越サービスに係るお借入残高の照会ができるサービスです。</p> <p>2～3（略）</p> | <p>第8条（届出口座情報照会）</p> <p>1 届出口座情報照会は、届出口座の現在高照会、入出金明細照会、収支グラフ化、担保定額定期貯金<u>及びニュー福祉定期貯金</u>の明細照会<u>並びに</u>口座貸越サービスに係るお借入残高の照会ができるサービスです。</p> <p>2～3（同左）</p> |
| <p>第11条（担保定額定期貯金の取扱い）</p> <p>1 本アプリにおける担保定額定期貯金の取扱いは、次の取扱いです。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 利用者の請求に基づき、自動貸付担保貯金である定期貯金の預入期間が経過したときの取扱いを変更する取扱い（定期貯金規定第8条（取扱いの変更）に規定する継続預入の取扱い、再預入の取扱い又は満期振替預入の取扱いを相互に変更する取扱いをいいます。）又は預入期間が2年の自動貸付担保貯金である定期貯金について、中間利払額（定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）に規定する中間利払額をいいます。）の取扱方法を変更する取扱い（定期貯金規定第13条（中間利子定期預入等の変更）に規定する中間利子定期預入の取扱いを中間利子振替預入の取扱いに又は中間利子振替預入の取扱いを中間利子定期預入の取扱いに変更する取扱いをいいます。）（第3項において「変更の取扱い」といいます。）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>2（略）</p> <p>3 担保定額定期貯金の取扱いは、当行がコンピュータシステムにより、預入の取扱い若しくは払戻しの取扱いの依頼内容を確認し当該預入若しくは払戻しの取扱いをした時<u>又は</u>変更の取扱いの依頼内容を確認した時に成立するものとします。</p> <p>4～5（略）</p> | <p>第11条（担保定額定期貯金の取扱い）</p> <p>1 本アプリにおける担保定額定期貯金の取扱いは、次の取扱いです。</p> <p>①～②（同左）</p> <p>③ 利用者の請求に基づき、<u>当該利用者の</u>自動貸付担保貯金である定期貯金の預入期間が経過したときの取扱いを変更する取扱い（定期貯金規定第8条（取扱いの変更）に規定する継続預入の取扱い、再預入の取扱い又は満期振替預入の取扱いを相互に変更する取扱いをいいます。）又は<u>当該利用者の</u>預入期間が2年の自動貸付担保貯金である定期貯金について、中間利払額（定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）に規定する中間利払額をいいます。）の取扱方法を変更する取扱い（定期貯金規定第13条（中間利子定期預入等の変更）に規定する中間利子定期預入の取扱いを中間利子振替預入の取扱いに又は中間利子振替預入の取扱いを中間利子定期預入の取扱いに変更する取扱いをいいます。）（第3項において「変更の取扱い」といいます。）</p> <p><u>④ 利用者の請求に基づき、当該利用者の自動貸付担保貯金について、自動貸付けの取扱いを変更する取扱い（総合口座取引規定第14条（自動貸付けの取扱いの廃止等）に規定する自動貸付けの取扱いの停止又は自動貸付けの取扱いの停止の解除をする取扱いをいいます。）（第3項において「自動貸付けの取扱いの停止若しくは自動貸付けの取扱いの停止の解除の取扱い」といいます。）</u></p> <p>2（同左）</p> <p>3 担保定額定期貯金の取扱いは、当行がコンピュータシステムにより、預入の取扱い若しくは払戻しの取扱いの依頼内容を確認し当該預入若しくは払戻しの取扱いをした時、<u>変更の取扱いの依頼内容を確認した時又は自動貸付けの取扱いの停止若しくは自動貸付けの取扱いの停止の解除の取扱いの依頼内容を確認した時</u>に成立するものとします。</p> <p>4～5（同左）</p> |
| <p>第19条（投資信託取引）</p> <p>1 本アプリにおける投資信託取引については、ゆうちょダイレクト規定第18条（投資信託取引）<u>（同条第2項、第11項及び第12項を除きます。）</u>を準用します。この場合において、同条中「ダイレクトサービス」とあるのは、「本アプリ」と、「パソコン等」とあるのは、「利用者端末」と読み替えるものとします。なお、利用者が未成年である場合、本アプリにおける投資信託取引を行うことはできないものとします。</p> <p>2（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> | <p>第19条（投資信託取引）</p> <p>1 本アプリにおける投資信託取引については、ゆうちょダイレクト規定第18条（投資信託取引）<u>第1項（投資信託口座等（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第6項に規定する投資信託口座及び投資信託受益権振替決済口座管理規定第1条（規定の適用範囲）第1項に規定する振替決済口座をいいます。）の開設の申込みに係る部分を除きます。）及び第3項から第10項までの規定</u>を準用します。この場合において、同条中「ダイレクトサービス」とあるのは、「本アプリ」と、「パソコン等」とあるのは、「利用者端末」と読み替えるものとします。なお、利用者が未成年である場合、本アプリにおける投資信託取引を行うことはできないものとします。</p> <p>2（同左）</p> <p><u>第19条の2（国債の取扱い）</u></p> <p><u>1 本アプリにおける国債の取扱いについては、ゆうちょダイレクト規定第18条の2（国債の取扱い）を準用します。この場合において、同条中「ダイレクトサービス」とあるのは、「本アプリ」と、「パソコン等」とあるのは、「利用者端末」と読み替えるものとします。</u></p> <p><u>2 本アプリにおける国債の取扱いに係る電子交付の取扱いについては、ゆうちょダイレクト規定第19条の2（国債に係る電子交付）（同条第11項①を除きます。）を準用します。この場合において、同条中「ダイレクトサービス」とあるのは、「本アプリ」と、「パソコン等」とあるのは、「利用者端末」</u></p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025年5月19日改定）**

| 現 行 | 改定後 |
|---|--|
| | <u>と読み替えるものとします。</u> |
| <p>第35条（規定の適用）</p> <p>本サービスには、この規定のほか、「総合口座取引規定」、「キャッシュカード規定」、「定額貯金規定」、「定期貯金規定」、「口座貸越サービス規定」、「払込み規定」、「振替規定」、「振込規定」、「ことら送金サービス利用規定」、「ゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス A T M 利用規定」、「公金に関する払込み規定」、「国際送金規定」、「ゆうちょダイレクト規定」<u>及び「投資信託総合取引規定」</u>が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p> | <p>第35条（規定の適用）</p> <p>本サービスには、この規定のほか、「総合口座取引規定」、「キャッシュカード規定」、「定額貯金規定」、「定期貯金規定」、「口座貸越サービス規定」、「払込み規定」、「振替規定」、「振込規定」、「ことら送金サービス利用規定」、「ゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス A T M 利用規定」、「公金に関する払込み規定」、「国際送金規定」、「ゆうちょダイレクト規定」<u>、「投資信託総合取引規定」、「国債等規定」、「国債等振替口座規定」及び「特定口座規定」</u>が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p> |
| <p>第37条（適用範囲）</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 第1章及び本章に定めのない事項については、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょダイレクト規定を、ゆうちょ通帳アプリ（以下本章において「通帳アプリ」といいます。）の申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合は第2章を、ゆうちょ手続きアプリ（以下本章において「手続きアプリ」といいます。）の利用にあたって本アプリを利用する場合は第6章を、ゆうちょ P a y の申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょ P a y 利用規約を準用します。なお、本章で特に定義されていない用語は、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょダイレクト規定の、通帳アプリの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合は第2章の、手続きアプリの利用にあたって本アプリを利用する場合は第6章の、ゆうちょ P a y の申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょ P a y 利用規約の、口座貸越サービスの申込みにあたって本アプリを利用する場合は口座貸越サービス規定の用語の定義と同義とします。</p> | <p>第37条（適用範囲）</p> <p>1・2（同左）</p> <p>3 第1章及び本章に定めのない事項については、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょダイレクト規定を、ゆうちょ通帳アプリ（以下本章において「通帳アプリ」といいます。）の申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合は第2章を、ゆうちょ手続きアプリ（以下本章において「手続きアプリ」といいます。）の利用にあたって本アプリを利用する場合は第6章を、ゆうちょ P a y の申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょ P a y 利用規約を、<u>自動払込みの利用にあたって本アプリを利用する場合は自動払込み規定を</u>準用します。なお、本章で特に定義されていない用語は、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょダイレクト規定の、通帳アプリの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合は第2章の、手続きアプリの利用にあたって本アプリを利用する場合は第6章の、ゆうちょ P a y の申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょ P a y 利用規約の、<u>自動払込みの利用にあたって本アプリを利用する場合は自動払込み規定の</u>、口座貸越サービスの申込みにあたって本アプリを利用する場合は口座貸越サービス規定の用語の定義と同義とします。</p> |
| <p>第39条（本サービス）</p> <p>1 本アプリにおいて利用可能なサービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>⑥ 手続きアプリにおいて<u>カード等の暗証を変更するにあたり</u>、本人確認方法として、取引認証を行う取扱い</p> <p>⑦（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>⑧（略）</p> <p>2（略）</p> | <p>第39条（本サービス）</p> <p>1 本アプリにおいて利用可能なサービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。</p> <p>①～⑤（同左）</p> <p>⑥ 手続きアプリにおいて<u>以下に掲げる取扱いを利用する際、第6章に定める</u>本人確認方法として、取引認証を行う取扱い</p> <p><u>A 再交付の請求</u></p> <p><u>B 暗証の変更</u></p> <p><u>C 届出事項の変更（当行所定のものに限りです。）</u></p> <p><u>D その他当行所定の取扱い</u></p> <p>⑦（同左）</p> <p>⑧ <u>自動払込み規定第6条の2（システム提供者が提供するシステムによる利用の申込み）第1項のシステム提供者が提供するシステムを利用して自動払込みの利用申込みを行うにあたり、本人確認方法として、取引認証を行う取扱い</u></p> <p>⑨（同左）</p> <p>2（同左）</p> |
| <p>第40条（本サービスの利用）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 第2項にかかわらず、利用者は、第2項の本人確認を行わずに本サービスを利用することもできます。この場合、当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクト、通帳アプリ及びゆうちょ P a y において当行所定の取引を行うことができません。また、当行所定の時間が経過した後も、ゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）第4項にかかわら</p> | <p>第40条（本サービスの利用）</p> <p>1～4（同左）</p> <p>5 第2項にかかわらず、利用者は、第2項の本人確認を行わずに本サービスを利用することもできます。この場合、当行所定の時間が経過するまではゆうちょダイレクト、通帳アプリ及びゆうちょ P a y において当行所定の取引を行うことができません。また、当行所定の時間が経過した後も、ゆうちょダイレクト規定第5条（送金限度額等の設定等）第4項にかかわら</p> |

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025年5月19日改定）

| 現 行 | 改定後 |
|---|--|
| <p>ず、送金限度額が当行所定の金額に変更されるほか、次に掲げる取扱いが利用できなくなります。</p> <p>①～⑤（略）</p> <p>⑥ 前条第1項⑥に規定する取扱い</p> <p>⑦（略）</p> <p>6～17（略）</p> | <p>ず、送金限度額が当行所定の金額に変更されるほか、次に掲げる取扱いが利用できなくなります。</p> <p>①～⑤（同左）</p> <p>⑥ 前条第1項⑥AからCに規定する取扱い</p> <p>⑦（同左）</p> <p>6～17（同左）</p> |
| <p>第77条（定義）</p> <p>本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③「利用者」</p> <p>第1章及び本章に同意のうえ第81条に定める手続を行い、本アプリを利用する者又は利用しようとする者をいいます。</p> <p>④（略）</p> <p>⑤「利用者端末」</p> <p>通信端末のうち、当行が別途指定するもので、かつ、利用者が所有又は管理するものをいいます。</p> <p>⑥（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> | <p>第77条（定義）</p> <p>本章において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>①～②（同左）</p> <p>③「利用者」</p> <p>第1章及び本章に同意のうえ第85条に定める手続を行い、本アプリを利用する者又は利用しようとする者をいいます。</p> <p>④（同左）</p> <p>⑤「利用者端末」</p> <p>通信端末のうち、当行が別途指定するもの（<u>当行の判断により、当行が利用者に貸与するものを含まず。</u>）で、かつ、利用者が所有又は管理するものをいいます。</p> <p>⑥（同左）</p> <p>⑦「<u>在留カード</u>」</p> <p><u>出入国管理及び難民認定法第19条の3の規定に基づき、出入国在留管理庁長官が、同条に定める中長期在留者に対し交付するカードをいいます。</u></p> |
| <p>第78条（本サービス）</p> <p>本サービスは、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>①（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>② <u>カード等（キャッシュカード規定第3条（暗証払）に規定するカード等をいいます。ただし、当行所定のキャッシュカードを除きます。以下本章において同じとします。）の暗証（利用者が当行に届け出た暗証をいい、当行が指定する暗証を含みます。以下本章において同じとします。）の変更</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>③ その他当行が別途定めるサービス</p> <p><u>（新設）</u></p> | <p>第78条（本サービス）</p> <p>本サービスは、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>①（略）</p> <p>② <u>カード等（キャッシュカード規定第3条（暗証払）に規定するカード等をいいます。ただし、当行所定のキャッシュカードを除きます。以下本章において同じとします。）の再交付の請求</u></p> <p>③ <u>カード等の暗証（利用者が当行に届け出た暗証をいい、当行が指定する暗証を含みます。以下本章において同じとします。）の変更</u></p> <p>④ <u>通常貯金及び通常貯蓄貯金に係る当行所定の届出事項の変更の届出</u></p> <p>⑤ <u>適法な在留資格及び在留期間を保持している旨の届出</u></p> <p>⑥ その他当行が別途定めるサービス</p> |
| <p><u>（新設）</u></p> | <p><u>第80条（再交付の請求）</u></p> <p>1 <u>利用者は、本アプリによりカード等の再交付を請求することができます。</u></p> <p>2 <u>本アプリにおいて、前項の請求をしようとするときは、利用者は、利用者端末の画面の操作手順に従って、記号番号その他必要事項を入力し、利用者端末の画面に表示される当該利用者からの申込みの内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法により再交付の請求電文を当行に送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</u></p> <p>3 <u>本アプリにおいて、代理人のカード（キャッシュカード規定第9条（代理人のカード）第1項に定める代理人のカードをいいます。ただし、当行所定のキャッシュカードを除きます。次条及び第92条において同じとします。）の再交付を請求しようとするときは、当該代理人のカードの交付を当行に届け出た利用者自身で手続をしてください。</u></p> <p>4 <u>前項の請求については、第2項を準用します。</u></p> |
| <p><u>第80条（暗証の変更）</u></p> <p>1・2（略）</p> <p>3 <u>本アプリにおいて、代理人のカード（キャッシュカード規定第9条（代理人のカード）第1項に定める代理人のカードをいいます。ただし、当行所定のキャッシュカードを除きます。）の暗証を変更しようとするときは、</u></p> | <p><u>第81条（暗証の変更）</u></p> <p>1・2（同左）</p> <p>3 <u>本アプリにおいて、代理人のカードの暗証を変更しようとするときは、当該代理人のカードの交付を当行に届け出た利用者自身で手続をしてください。</u></p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025年5月19日改定）**

| 現 行 | 改定後 |
|---|--|
| 当該代理人のカードの交付を当行に届け出た利用者自身で手続きをしてください。 4（略） | 4（同左） |
| <u>（新設）</u> | <u>第82条（届出事項の変更）</u> 1 利用者は、本アプリにより通常貯金及び通常貯蓄貯金に係る氏名及び住所の変更の届出をすることができます。 2 本アプリにおいて、前項の届出をしようとするときは、利用者は、利用者端末の画面の操作手順に従って、記号番号その他必要事項を入力し、利用者端末の画面に表示される当該利用者からの届出の内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法により届出電文を当行に送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。 |
| <u>（新設）</u> | <u>第83条（在留資格等の届出）</u> 1 利用者は、本アプリにより、当行の求めに応じ適法な在留資格及び在留期間を保持している旨を届け出ることができます。 2 本アプリにおいて、前項の届出をしようとするときは、利用者は、利用者端末の画面の操作手順に従って、記号番号を入力し、当行所定の方法により利用者名義の在留カードに搭載されたICチップに記録された情報を読取のうえ、利用者名義の在留カードの記載事項及びその他必要事項を入力し、利用者端末の画面に表示される当該利用者からの届出の内容が正当であることを確認のうえ、当行所定の方法により届出電文を当行に送信してください。当行は当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を利用者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。 |
| <u>（新設）</u> | <u>第84条（料金）</u> 第80条第1項に規定する再交付の請求については、当行所定の料金を利用者の貯金の預り金から控除することによりいただきます。 |
| <u>第81条（本サービスの利用等）</u> 1～5（略） 6 本サービスの提供を受けるために必要な通信端末、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、利用者の費用と責任において行うものとします。 7・8（略） | <u>第85条（本サービスの利用等）</u> 1～5（略） 6 本サービスの提供を受けるために必要な通信端末、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、利用者の費用と責任において行うものとします。 <u>ただし、当行の判断により、利用者に当行の通信端末を使用させる場合は、この限りではありません。</u> 7・8（同左） |
| <u>第82条（本サービスの追加、変更、中断及び終了等）</u> （略） | <u>第86条（本サービスの追加、変更、中断及び終了等）</u> （同左） |
| <u>第83条（本アプリにおける禁止事項）</u> （略） | <u>第87条（本アプリにおける禁止事項）</u> （同左） |
| <u>第84条（利用停止等）</u> （略） | <u>第88条（利用停止等）</u> （同左） |
| <u>第85条（利用者に関する情報の収集、解析及び取扱い）</u> （略） | <u>第89条（利用者に関する情報の収集、解析及び取扱い）</u> （同左） |
| <u>第86条（保証の否認及び免責）</u> （略） | <u>第90条（保証の否認及び免責）</u> （同左） |
| <u>第87条（紛争処理及び損害賠償）</u> （略） | <u>第91条（紛争処理及び損害賠償）</u> （同左） |
| <u>第88条（規定の適用）</u> 1（略） <u>（新設）</u> 2 暗証の変更には、この規定のほか、「キャッシュカード規定」が適用されます。ただし、同規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。 | <u>第92条（規定の適用）</u> 1（同左） 2 <u>貯金等共通規定第2条（通帳等の提出）に規定する通帳等の再交付には、この規定のほか「貯金等共通規定」が適用され、キャッシュカード規定第1条（カードの利用）第1項に規定するカード及び代理人のカードの再交付には、この規定のほか「キャッシュカード規定」が適用されます。</u> 3 暗証の変更には、この規定のほか、「キャッシュカード規定」が適用されます。ただし、同規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。 |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025年5月19日改定）**

| 現 行 | 改定後 |
|---------------------------------------|---|
| <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> | <p><u>4 通常貯金に係る届出事項の変更には、この規定のほか「通常貯金規定」が適用され、通常貯蓄貯金に係る届出事項の変更には、この規定のほか「通常貯蓄貯金規定」が適用されます。</u></p> <p><u>5 在留資格及び在留期間の届出にあたっては、この規定のほか、適法な在留資格及び在留期間の届出について定める「通常貯金規定」、「通常貯蓄貯金規定」、「振替貯金口座規定」、「定額貯金規定」及び「定期貯金規定」が適用されます。</u></p> |

■無通帳型総合口座特約（下線の部分は改定箇所）

| 現 行 | 改定後 |
|--|---|
| <p>4 預入、払戻し等の取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 総合口座取引規定の定めにかかわらず、この口座については、本支店等において総合口座取引規定第1条（総合サービス）第3項に規定する自動貸付担保貯金の預入（総合口座取引規定第5条（自動貸付担保貯金の預入等）第6項に規定する自動貸付担保貯金の預入を除きます。）及び払戻し並びに同項に規定する貯金担保自動貸付けの取扱いの廃止はご利用いただけません。</p> | <p>4 預入、払戻し等の取扱い</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 総合口座取引規定の定めにかかわらず、この口座については、本支店等において総合口座取引規定第1条（総合サービス）第3項に規定する自動貸付担保貯金<u>及びニュー福祉定期貯金</u>の預入（総合口座取引規定第5条（自動貸付担保貯金<u>及びニュー福祉定期貯金</u>の預入等）第6項に規定する自動貸付担保貯金の預入を除きます。）及び払戻し並びに同項に規定する貯金担保自動貸付けの取扱いの廃止はご利用いただけません。</p> |
| <p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2025年5月7日</u>から実施します。</p> | <p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2025年5月19日</u>から実施します。</p> |

■自動払込み規定（下線の部分は改定箇所）

| 現 行 | 改定後 |
|--|---|
| <p>6 インターネットによる利用の申込み</p> <p>(1) 預金者は、前2条にかかわらず、パーソナルコンピュータ若しくはパーソナルコンピュータに準じた当行所定のインターネット接続端末機（この項<u>及び</u>第7項において「パソコン等」といいます。）又は携帯電話会社独自の情報提供サービス対応型の電話機等（この項<u>及び</u>第7項において「モバイル端末等」といいます。）により、インターネット経由で当行所定のホームページ等にアクセスし、パソコン等又はモバイル端末等の画面の操作手順に従って、記号番号、カナ氏名、生年月日及びカードの暗証（次項、第8項及び第10条第3項において「記号番号等」といいます。）を入力のうち送信することで、自動払込みの利用の申込みをすることができます。</p> <p>(2)～(9) (略)</p> | <p>6 インターネットによる利用の申込み</p> <p>(1) 預金者は、前2条にかかわらず、パーソナルコンピュータ若しくはパーソナルコンピュータに準じた当行所定のインターネット接続端末機（この項、<u>第7項及び次条</u>において「パソコン等」といいます。）又は携帯電話会社独自の情報提供サービス対応型の電話機等（この項、<u>第7項及び次条</u>において「モバイル端末等」といいます。）により、インターネット経由で当行所定のホームページ等にアクセスし、パソコン等又はモバイル端末等の画面の操作手順に従って、記号番号、カナ氏名、生年月日及びカードの暗証（次項、第8項及び第10条第3項において「記号番号等」といいます。）を入力のうち送信することで、自動払込みの利用の申込みをすることができます。</p> <p>(2)～(9) (同左)</p> |
| <p><u>（新設）</u></p> | <p><u>6の2 システム提供者が提供するシステムによる利用の申込み</u></p> <p><u>(1) 預金者は、前3条にかかわらず、パソコン等又はモバイル端末等により、株式会社ふくおかフィナンシャルグループその他の当行所定のシステム提供者（本条において「システム提供者」といいます。）が提供するシステムを利用して、パソコン等又はモバイル端末等の画面の操作手順に従って、記号番号、カナ氏名、生年月日その他当行所定の事項を入力のうち送信することで、自動払込みの利用の申込みをすることができます。当行は、当行所定の本人確認を行ったうえで送信者を預金者本人とみなし、受信電文を正当なものとして取り扱います。</u></p> <p><u>(2) 前項の申込みは、当行及びシステム提供者がコンピュータシステムにより自動払込みの利用の申込内容を確認した時に成立するものとします。</u></p> <p><u>(3) 当行は、次に掲げる情報をシステム提供者及び加入者に通知することがあります。</u></p> <p><u>① 第1項の申込みの際に入力した記号番号、カナ氏名及び預金種目</u></p> <p><u>② 第1項の申込みの結果（申込内容に不備がある場合の不備の内容を含みます。）</u></p> <p><u>③ その他当行所定の情報</u></p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025年5月19日改定）**

| 現 行 | 改定後 |
|--|--|
| | <p><u>(4) 当行が第1項の申込みを行うことができないと定めた日若しくは時間帯又は当行所定の事由により預金者との取引を制限している場合は、第1項の利用を申し込むことができません。</u></p> <p><u>(5) パソコン等、モバイル端末等、通信機械、回線又はコンピュータ等の障害により第1項の申込みが遅延し又は不能となった場合があってもそれにより生じた損害については、当行は責任を負いません。回線等の障害により第1項の申込みが中断したと判断される場合は、収納加入者に連絡してください。システム障害等が発生した場合は、利用時間中であっても預金者に予告なく、第1項の申込みを一時停止することがあります。</u></p> <p><u>(6) 公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴等がなされたことにより、記号番号等が漏洩した場合があってもそれにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p> <p><u>(7) 前2項において当行の責に帰すべき事由がある場合があっても特別損害については、当行は責任を負いません。ただし、当行に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。</u></p> |
| <p>附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>2020年1月6日</u>から実施します。</p> | <p>附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>2025年5月19日</u>から実施します。</p> |

■国債等規定（下線の部分は改定箇所）

| 現 行 | 改定後 |
|--|---|
| <p>3 国債等振替口座加入通帳の提出 当行又は日本郵便株式会社（以下「当行等」といいます。）は、必要があるときは、国債等振替口座加入通帳（以下「加入通帳」といいます。）の提出を求めることがあります。 <u>(新設)</u></p> | <p>3 国債等振替口座加入通帳の提出等 <u>(1) 当行又は日本郵便株式会社（以下「当行等」といいます。）は、必要があるときは、国債等振替口座加入通帳（以下「加入通帳」といいます。）の提出を求めることがあります。</u> <u>(2) 国債等振替口座規定第12条（加入通帳）第2項に定める無通帳型国債等振替口座の加入者が、加入通帳の提出が必要な取引を行う場合は、加入通帳の提出に代えて、無通帳型国債等振替口座の決済口座としている通常貯金の通帳又はキャッシュカードを提出してください。この場合には、預金者本人を確認できる当行所定の証明資料の提示等の当行所定の手続により取り扱うものとします。</u></p> |
| <p>6 購入代金の払込み (1) 購入申込者は、通常貯金の払戻金を<u>募集期間の最終日の翌日（その日が日曜日若しくは土曜日又は休日（1月2日、同月3日及び12月31日を含みます。）（以下「日曜日等」といいます。）である場合は、その日の直後の日曜日等でない日）</u>に国債等の購入代金に振り替える取扱いにより払い込むものとし、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、通常貯金の通帳を添えて国債等取扱店に提出してください。 (2) 通常貯金の残高（証券等（その表示する金額により決済又は払渡し）が確実なものとして当行が定めるものを除きます。）による預入に係る貯金で、当該預入の日から起算して4日（<u>日曜日等</u>がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過するまでのもの並びに総合口座取引規定に定める貯金担保自動貸付けに係るものを除きます。）不足等の理由により国債等の購入代金の払戻しができなかったときは、その旨を購入申込者に通知します。</p> | <p>6 購入代金の払込み (1) 購入申込者は、通常貯金の払戻金を<u>当行所定の日</u>に国債等の購入代金に振り替える取扱いにより払い込むものとし、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、通常貯金の通帳を添えて国債等取扱店に提出してください。 (2) 通常貯金の残高（証券等（その表示する金額により決済又は払渡し）が確実なものとして当行が定めるものを除きます。）による預入に係る貯金で、当該預入の日から起算して4日（<u>日曜日若しくは土曜日又は休日（1月2日、同月3日及び12月31日を含みます。）（以下「日曜日等」といいます。）</u>がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過するまでのもの並びに総合口座取引規定に定める貯金担保自動貸付けに係るものを除きます。）不足等の理由により国債等の購入代金の払戻しができなかったときは、その旨を購入申込者に通知します。</p> |
| <p>9 届出事項の変更等 (1)～(2) (略) (3) 前2項の届出があった場合、当行等は相当の手続を完了した後でなければ、<u>加入通帳に係る</u>国債等の受入れ、買取り等の請求には応じられません。この間、相当の期間をおくことがあります。</p> | <p>9 届出事項の変更等 (1)～(2) (同左) (3) 前2項の届出があった場合、当行等は相当の手続を完了した後でなければ、国債等の受入れ、買取り等の請求には応じられません。この間、相当の期間をおくことがあります。</p> |
| <p><u>附 則</u> <u>(実施期日)</u> <u>1 この規定は、平成19年10月1日から実施します。</u></p> | <p><u>(削除)</u></p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025年5月19日改定）**

| 現 行 | 改定後 |
|--|---|
| <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 廃止前の日本郵政公社の国債等共通規定第8条（元利金の支払）第1項による国債等の証券の所持人に対する支払期日を経過した証券又は利札と引換えに行う元利金の支払については、この規定の実施後は、本支店等において従前の例により取り扱います。</u></p> | |
| <p>附 則 （実施期日） この改正規定は、<u>2023年4月1日</u>から実施します。</p> | <p>附 則 （実施期日） この改正規定は、<u>2025年5月19日</u>から実施します。</p> |

■国債等振替口座規定（下線の部分は改定箇所）

| 現 行 | 改定後 |
|---|---|
| <p>3 国債等振替口座の開設等</p> <p>(1) 国債等振替口座の開設の申込みをしようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、この申込みに係る本人名義の通常貯金の通帳を添えて国債等規定第2条（取扱店の範囲）に定める国債等取扱店（以下「国債等取扱店」といいます。）に提出してください。その際、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行います。また、国債等振替口座の開設後も、当該口座に係る取扱いにあたり、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行う場合があります。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>(2) 国債等振替口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。</u></p> <p><u>(3) 国債等振替口座は、次の各号の全てを満たす場合に限り、利用することができ、次の各号のいずれかを満たさない場合は、当行は当該口座の開設の申込みをお断りするものとします。</u></p> <p>①～③（略）</p> | <p>3 国債等振替口座の開設等</p> <p>(1) 国債等振替口座の開設の申込みをしようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、この申込みに係る本人名義の通常貯金の通帳を添えて国債等規定第2条（取扱店の範囲）に定める国債等取扱店（以下「国債等取扱店」といいます。）に提出してください。その際、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行います。また、国債等振替口座の開設後も、当該口座に係る取扱いにあたり、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行う場合があります。</p> <p><u>(2) 国債等振替口座の開設の申込みは、前項に定めるほか、当行が認めた場合は、当行所定のインターネット接続端末を用いた方法により行うことができます。この場合、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、インターネット接続端末の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。その際、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行います。また、国債等振替口座の開設後も、当該口座に係る取扱いにあたり、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行う場合があります。</u></p> <p><u>(3) 国債等振替口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。</u></p> <p><u>(4) 国債等振替口座は、次の各号の全てを満たす場合に限り、利用することができ、次の各号のいずれかを満たさない場合は、当行は当該口座の開設の申込みをお断りするものとします。</u></p> <p>①～③（同左）</p> |
| <p>4 国債等振替口座に記録されている事項の証明</p> <p>加入者（振替法第277条に<u>規定する</u>利害関係を有する者を含みます。）が自己の国債等振替口座に記録されている事項を証明した書類の交付の請求をしようとするときは、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、国債等振替口座加入通帳（以下「加入通帳」といいます。）を添えて国債等取扱店に提出してください。なお、利害関係を有する者が請求するときは、当該利害関係を明らかにする書類を併せて提出してください。</p> | <p>4 国債等振替口座に記録されている事項の証明</p> <p>加入者（振替法第277条に<u>定める</u>利害関係を有する者を含みます。）が自己の国債等振替口座に記録されている事項を証明した書類の交付の請求をしようとするときは、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、国債等振替口座加入通帳（以下「加入通帳」といいます。）を添えて国債等取扱店に提出してください。なお、利害関係を有する者が請求するときは、当該利害関係を明らかにする書類を併せて提出してください。</p> |
| <p>5 料金</p> <p>(1) 国債等振替口座の開設料金は、国債等の取得と同時に国債等振替口座の開設の申込みがあった場合を除き、一の口座開設につき、当行所定の料金を当該申込みがあった都度、現金によりお支払いいただきます。</p> <p>(2)～(3)（略）</p> | <p>5 料金</p> <p>(1) 国債等振替口座の開設料金は、国債等の取得と同時に国債等振替口座の開設の申込みがあった場合を除き、一の口座開設につき、当行所定の料金を当該申込みがあった都度、現金によりお支払いいただきます。<u>ただし、第12条第2項に定める無通帳型国債等振替口座の開設料金はいただきません。</u></p> <p>(2)～(3)（同左）</p> |
| <p>6 振替の申請</p> <p>(1) 加入者は、国債等振替口座に記録されている国債等について、次に掲げる場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの</p> <p>② 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他振替</p> | <p>6 振替の申請</p> <p>(1) 加入者は、国債等振替口座に記録されている国債等について、次に掲げる場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの</p> <p>② 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他振替</p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025年5月19日改定）**

| 現 行 | 改定後 |
|--|---|
| <p>機関が定めるもの</p> <p>③ 支払期日の4日（日曜日等がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）前から当該支払期日の前日（その日が日曜日等に当たる場合は、その日の直前の日曜日等でない日）までの期間中</p> <p><u>④ 総合口座取引規定により自動貸付けの担保とされた国債等と同一の取得の申込みに係るもの又は同一の振替による受入れに係るもの（当行が定める場合を除きます。）</u></p> <p>(2)～(3)（略）</p> | <p>機関が定めるもの</p> <p>③ 支払期日の4日（日曜日等がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）前から当該支払期日の前日（その日が日曜日等に当たる場合は、その日の直前の日曜日等でない日）までの期間中</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>(2)～(3)（同左）</p> |
| <p>8 他の口座管理機関からの振替</p> <p>(1) 当行は、当行において募集の取扱いをした国債等と同一の銘柄の国債等（振替法第90条第2項に<u>規定する</u>分離元本振替国債及び同条第3項に<u>規定する</u>分離利息振替国債を除きます。）に限り、振替により国債等振替口座に受け入れるものとします。</p> <p>(2)（略）</p> | <p>8 他の口座管理機関からの振替</p> <p>(1) 当行は、当行において募集の取扱いをした国債等と同一の銘柄の国債等（振替法第90条第2項に<u>定める</u>分離元本振替国債及び同条第3項に<u>定める</u>分離利息振替国債を除きます。）に限り、振替により国債等振替口座に受け入れるものとします。</p> <p>(2)（同左）</p> |
| <p>12 加入通帳</p> <p>当行又は日本郵便株式会社は、加入通帳に、該当の国債等の銘柄名、数量、金額その他の事項を記入します。</p> <p><u>（新設）</u></p> | <p>12 加入通帳</p> <p><u>(1) 当行又は日本郵便株式会社は、加入通帳に、該当の国債等の銘柄名、数量、金額その他の事項を記入します。</u></p> <p><u>(2) 第3条第2項により国債等振替口座の開設の申込みをしたときは、加入通帳を発行しない口座（以下「無通帳型国債等振替口座」といいます。）を開設します。</u></p> |
| <p>14 解約等</p> <p>(1) 国債等振替口座を解約しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、加入通帳を添えて国債等取扱店に提出してください。</p> <p>(2) 次の一にでも該当する場合には、当行は国債等振替口座の取扱いを停止し又はいつでも国債等振替口座を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、国債等について、第7条に定める他の口座管理機関への振替の申請をしてください。なお、第7条に定める他の口座管理機関への振替を申し出ない場合又は他の口座管理機関への振替を行えない場合は、当行は、当該国債等を解約し、決済口座に入金することができるものとします。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 加入者（加入者が法人等の団体の場合には、その役員、構成員等を含みます。④において同じとします。）が第3条第3項②AからFまでに掲げるものに該当したことが判明したとき</p> <p>④ 加入者が自ら又は第三者を利用して第3条第3項③AからEまでに掲げる行為をしたとき</p> <p>⑤～⑥（略）</p> | <p>14 解約等</p> <p>(1) 国債等振替口座の解約を請求しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、加入通帳を添えて国債等取扱店に提出してください。</p> <p>(2) 次の一にでも該当する場合には、当行は国債等振替口座の取扱いを停止し又はいつでも国債等振替口座を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、国債等について、第7条に定める他の口座管理機関への振替の申請をしてください。なお、第7条に定める他の口座管理機関への振替を申し出ない場合又は他の口座管理機関への振替を行えない場合は、当行は、当該国債等を解約し、決済口座に入金することができるものとします。</p> <p>①～②（同左）</p> <p>③ 加入者（加入者が法人等の団体の場合には、その役員、構成員等を含みます。④において同じとします。）が第3条第4項②AからFまでに掲げるものに該当したことが判明したとき</p> <p>④ 加入者が自ら又は第三者を利用して第3条第4項③AからEまでに掲げる行為をしたとき</p> <p>⑤～⑥（同左）</p> |
| <p>17 規定の適用</p> <p>この規定の取扱いには、この規定のほか、<u>「総合口座取引規定」</u>、「国債等規定」及び「特定口座規定」が適用されます。</p> | <p>17 規定の適用</p> <p>この規定の取扱いには、この規定のほか、「国債等規定」及び「特定口座規定」が適用されます。</p> |
| <p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2020年4月1日</u>から実施します。</p> | <p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2025年5月19日</u>から実施します。</p> |

■特定口座規定（下線の部分は改定箇所）

| 現 行 | 改定後 |
|--|--|
| <p>1 規定の適用範囲</p> <p>この規定は、お客さまが租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の11の3第1項に<u>規定する</u>特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例の適用並びに法第37条の11の6第1項に<u>規定する</u>源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例の適用を</p> | <p>1 規定の適用範囲</p> <p>この規定は、お客さまが租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の11の3第1項に<u>定める</u>特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例の適用並びに法第37条の11の6第1項に<u>定める</u>源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例の適用を受け</p> |

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025年5月19日改定）

| 現 行 | 改定後 |
|---|--|
| <p>受けるために、当行に開設される特定口座（法第37条の11の3第3項第1号に規定するものをいいます。以下同じとします。）に適用する事項について規定します。</p> | <p>るために、当行に開設される特定口座（法第37条の11の3第3項第1号に定めるものをいいます。以下同じとします。）に適用する事項について規定します。</p> |
| <p>2 特定口座の開設</p> <p>(1) 特定口座を開設しようとするときは、特定口座開設届出書（法第37条の11の3第3項第1号に規定するものをいいます。以下同じとします。）に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳（国債等振替口座規定第3条（国債等振替口座の開設等）第1項に定める通帳又は投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第1項に定める通帳をいいます。以下同じとします。）を添えて次の各号のいずれかに提出してください。</p> <p>①～②（略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 特定口座の開設の届出は、前2項に定めるほか、当行が認めた場合は、当行所定のインターネット接続端末を用いた方法により行うことができます。この場合、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、インターネット接続端末の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。ただし、投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第3項及び投資信託受益権振替決済口座管理規定第3条（振替決済口座の開設）第3項に定める取扱いと同時の申込みに限ります。</p> <p>(4)～(5)（略）</p> <p>(6) 特定口座に係る特定口座内保管上場株式等（法第37条の11の3第1項に規定するものをいいます。以下同じとします。）の譲渡による所得について源泉徴収を選択するときは、その年最初に特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時までに特定口座源泉徴収選択届出書（法第37条の11の4第1項に規定するものをいいます。以下同じとします。）を国債等取扱店又は取引営業所等に提出してください。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以降における特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客さまからその年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時までに特に申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。</p> <p>(7)（略）</p> | <p>2 特定口座の開設</p> <p>(1) 特定口座を開設しようとするときは、特定口座開設届出書（法第37条の11の3第3項第1号に定めるものをいいます。以下同じとします。）に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳（国債等振替口座規定第3条（国債等振替口座の開設等）第1項に定める通帳又は投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第1項に定める通帳をいいます。以下同じとします。）を添えて次の各号のいずれかに提出してください。</p> <p>①～②（同左）</p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) 特定口座の開設の届出は、前2項に定めるほか、当行が認めた場合は、当行所定のインターネット接続端末を用いた方法により行うことができます。この場合、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、インターネット接続端末の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。ただし、国債等振替口座規定第3条（国債等振替口座の開設等）第2項に定める取扱い又は投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第3項及び投資信託受益権振替決済口座管理規定第3条（振替決済口座の開設）第3項に定める取扱いと同時の申込みに限ります。</p> <p>(4)～(5)（同左）</p> <p>(6) 特定口座に係る特定口座内保管上場株式等（法第37条の11の3第1項に定めるものをいいます。以下同じとします。）の譲渡による所得について源泉徴収を選択するときは、その年最初に特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時までに特定口座源泉徴収選択届出書（法第37条の11の4第1項に定めるものをいいます。以下同じとします。）を国債等取扱店又は取引営業所等に提出してください。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以降における特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客さまからその年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時までに特に申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。</p> <p>(7)（同左）</p> |
| <p>3 特定保管勘定における保管の委託等</p> <p>上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（法第37条の11の3第3項第2号に規定するものをいいます。以下同じとします。）において行います。</p> | <p>3 特定保管勘定における保管の委託等</p> <p>上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（法第37条の11の3第3項第2号に定めるものをいいます。以下同じとします。）において行います。</p> |
| <p>8 特定口座内保管上場株式等の移管</p> <p>当行は、前条②に定める移管は、租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の10の2第10項及び第11項に規定するところにより行います。</p> | <p>8 特定口座内保管上場株式等の移管</p> <p>当行は、前条②に定める移管は、租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の10の2第10項及び第11項に定めるところにより行います。</p> |
| <p>9 相続又は遺贈による特定口座への受入れ</p> <p>当行は、第7条③に定める上場株式等の移管による受入れは、施行令第25条の10の2第14項第3号及び施行令第25条の10の2第15項又は第17項に規定するところにより行います。</p> | <p>9 相続又は遺贈による特定口座への受入れ</p> <p>当行は、第7条③に定める上場株式等の移管による受入れは、施行令第25条の10の2第14項第3号及び施行令第25条の10の2第15項又は第17項に定めるところにより行います。</p> |
| <p>10 源泉徴収選択口座に受け入れる上場株式等の配当等の範囲</p> <p>(1) 当行は、お客さまの源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じとします。）においては、法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもののみを受け入れます。</p> <p>(2)（略）</p> | <p>10 源泉徴収選択口座に受け入れる上場株式等の配当等の範囲</p> <p>(1) 当行は、お客さまの源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じとします。）においては、法第9条の3の2第1項に定める上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもののみを受け入れます。</p> <p>(2)（同左）</p> |

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2025年5月19日改定）**

| 現 行 | 改定後 |
|---|---|
| <p>11 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出</p> <p>(1) お客様が法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、当該上場株式等の配当等の支払確定日までに、当行に対し、同条第2項及び施行令第25条の10の13第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出してください。</p> <p>(2) お客様が法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、当該上場株式等の配当等の支払確定日までに、当行に対し、同条第3項及び施行令第25条の10の13第4項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出してください。</p> | <p>11 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出</p> <p>(1) お客様が法第37条の11の6第1項に定める源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、当該上場株式等の配当等の支払確定日までに、当行に対し、同条第2項及び施行令第25条の10の13第2項に定める源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出してください。</p> <p>(2) お客様が法第37条の11の6第1項に定める源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、当該上場株式等の配当等の支払確定日までに、当行に対し、同条第3項及び施行令第25条の10の13第4項に定める源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出してください。</p> |
| <p>16 届出事項の変更</p> <p>(1) 特定口座開設届出書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく特定口座異動届出書（施行令第25条の10の4に規定するものをいいます。）をお客様の特定口座を管理する国債等取扱店又は取引営業所等に提出してください。また、その変更が氏名又は住所等に係るものであるときは、当行所定の書類をご提示いただき、確認をさせていただきます。</p> <p>(2) (略)</p> | <p>16 届出事項の変更</p> <p>(1) 特定口座開設届出書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく特定口座異動届出書（施行令第25条の10の4に定めるものをいいます。）を国債等取扱店又は取引営業所等に提出してください。また、その変更が氏名又は住所等に係るものであるときは、当行所定の書類をご提示いただき、確認をさせていただきます。</p> <p>(2) (同左)</p> |
| <p>17 特定口座の廃止</p> <p>(1) 次の一にでも該当する場合には、この契約は解約され、お客様の特定口座は廃止されるものとします。</p> <p>① お客様が当行に対して特定口座廃止届出書（施行令第25条の10の7第1項に規定するものをいいます。以下同じとします。）を提出されたとき。</p> <p>② 特定口座開設者死亡届出書（施行令第25条の10の8に規定するものをいいます。）の提出があり、相続又は遺贈の手続が完了したとき。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> | <p>17 特定口座の廃止</p> <p>(1) 次の一にでも該当する場合には、この契約は解約され、お客様の特定口座は廃止されるものとします。</p> <p>① お客様が当行に対して特定口座廃止届出書（施行令第25条の10の7第1項に定めるものをいいます。以下同じとします。）を提出されたとき。</p> <p>② 特定口座開設者死亡届出書（施行令第25条の10の8に定めるものをいいます。）の提出があり、相続又は遺贈の手続が完了したとき。</p> <p>③～⑤ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> |
| <p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、2024年1月1日から実施します。</p> | <p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、2025年5月19日から実施します。</p> |

以 上